別添案３－②

社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業

受託業者選定審査要領

１　趣旨

　　　社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業にかかる業者選定審査について、必要な事項を定める。

２　審査について

1. 審査については、委員が審査項目について審査票を用いて行ない、その結果を審査事務局が集計

する。

（２） 委員長は、審査結果の内容を総括し、審査結果を決定する。

３　審査項目（各項目５点満点、その他のみ３点満点）

　　委員長は審査委員を代表し、プレゼンテーション審査に諮るかを審査する。審査は業者選定要件審査票（別紙１）により行う。

　（１）社会課題の必要性

（２）業務内容との一致性

（３）企画提案内容

（４）業務遂行能力

（５）その他

　※採択基準は１２点以上

４　その他

　　この要領に定めのない事項等については、審査委員長が定めるものとする。

附　則

　この要領は、令和３年８月　　日から施行する。

社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業

別紙１

受託業者選定審査票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業者名 |  | |
| テーマ名 | 優  劣  普通 | |
| １　社会課題の必要性  　　提起された社会課題が妥当で、解決する必要性があるかという観点からの評価 | | ５・４・３・２・１ |
| ２　業務内容との一致性  　　提案された内容が今回の事業の趣旨に合致しているか、という観点からの評価 | | ５・４・３・２・１ |
| ３　企画提案内容  　　提案された内容について、新規性・計画性・事業性などの観点からの評価 | | ５・４・３・２・１ |
| ４　業務遂行能力  　　実施方法・スケジュールは明確かつ具体的であるか、という観点からの　評価 | | ５・４・３・２・１ |
| ５　その他  　　評価に値する特筆すべき事項がある場合のみ３点満点で評価を行うもの。 | | ３・２・１ |
| 合計 | | /２３  ※採択基準は12点以上 |
| ＜特記事項＞ | | |

特に優れている･･･５　優れている･･･４　普通･･･３　劣る･･･２　著しく劣る･･･１

署　　名